



Title	公的部門における法律専門家（四）：その養成と役割の国際比較
Author(s)	高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2014, 64(2), p. 255-256
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71508
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公的部門における法律専門家（四）

—その養成と役割の国際比較—

高橋 明 男

本シリーズは、二〇一二年二月に大阪大学において行われた国際シンポジウム「公的部門における法律専門家—その養成と役割の国際比較—」の基調報告及び報告をもとに、研究論文としての体裁を整えて公表を行っていくものである。本シンポジウムは、後記の科研に基づく研究成果として行われたものであるが、その趣旨については、本シリーズ第一回目の紹介を参照していただくと、幸いである。⁽¹⁾

本シンポジウムにおいては、法曹あるいは法学的知識と素養を備えた者が公的部門において活躍するために、どのような実務修習が求められるのか、そして、現在、彼らが公的部門においてどのような位置・役割を占めており、今後、それがどのように展開しうるか、という二つの課題について、アメリカ、ドイツ、フランス、日本の国際比較が行われた。シンポジウムの基調報告では、この課題に照らした四カ国それぞれの状況が述べられた。さらに、科研研究メンバーによって、アメリカ、ドイツ、フランス、日本について行われた実地調査の報告がなされた。⁽²⁾ 基調報告のうち、アメリカ、ドイツ、フランスについては、本シリーズの第一回と第二回において公表済みであり、科研メンバーのうち立命館大学法科大学院の北村和生教授によるフランスについての実地調査報告は第三回において公表済みである。⁽³⁾ 今回公表するのは、科研メンバーである同志社大学の佐伯彰洋教授によるアメリカについての実地調査報告と東北学院大学の佐藤英世教授によるドイツについての実地調査報告である。

本研究の対象四カ国の中で、アメリカについては本シリーズ第一回で述べたことが、またドイツについては第二回で述べたことが、それぞれあてはまる。⁽⁴⁾ アメリカとドイツは、法曹資格を有する者がそのまま裁判官、検察官、弁護士、行政官になり得るという意味における法曹一元が行われている点において共通するが、アメリカにおいては法学部とは異なるロースクールにおいて法曹養成教育が行われ、司法試験受験前にエクスターンシップが行われる一方で、司法試験後の修習はない。対するドイツにおいては、法学部において法曹養成教育が行われ、法学部在学中の実務実習と第一次国家試験と第二次国家試験の間の司法修習という二段階の実務修習が行われる。

アメリカとドイツは、日本と異なり、公的部門において数多くの法曹が活躍するという状況にあるが、そのような状況を生み出している法曹養成課程がどのようなものであり、公的部門において、法曹がどのような役割を果たしているのかを解説する両教授の実証的な調査報告は、わが国の状況との比較として参考になることが少なくないであろう。

- (1) 高橋明男「公的部門における法律専門家―その養成と役割の国際比較―」(一)「阪法六三卷一号二二頁(二〇一三年)。
 (2) ジェフリー・ラバース(佐伯彰洋/訳)「アメリカのロースクールにおける公共部門における弁護士養成のアプローチ」(「チ」)「阪法六三卷一号二五頁(二〇一三年)、ヤン・ヘンドリック・デイトリツヒ(高橋明男/訳)「法曹優位と専門化傾向の間で―ドイツにおける行政法曹―」(「阪法六三卷二号三九九頁(二〇一三年)」、浦中千佳央「フランス公的部門における職員採用と法律分野でのその養成」(「阪法六三卷二号四二三頁(二〇一三年)」)参照。日本についての早稲田大学法科大学院の宮川成雄教授報告は、シリーズ最終回に掲載予定である。

- (3) 北村和生「公的部門における法律専門家―フランスにおけるその養成と役割―」(「阪法六三卷五号二八七頁(二〇一四年)」)。
 (4) 高橋・前掲(注1)二二四頁、高橋明男「公的部門における法律専門家(二)―その養成と役割の国際比較―」(「阪法六三卷二号六五三頁(二〇一三年)」)。

※本シリーズは、平成二二〜二四年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の間連づけの調査と法科大学院への応用可能性」(研究代表者 高橋明男)の成果である。